

次期通常国会提出予定法案

内閣府 総計2件（うち※0件、その他2件）

予算 関連	件 名	要 旨	備 考
	<p>地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（仮称）</p> <p>国と地方の協議の場に関する法律案（仮称）</p>	<p>地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、内閣府本府に地域主権戦略会議を設置するとともに、地方公共団体に対する事務処理の方法の義務付けを規定している関係法律を改正する等、所要の措置を講ずる。</p> <p>地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関する国と地方の調整を通じ、地方公共団体の自主性・自立性を確保するため、国と地方が協議を行う場を設けるための所要の法整備を行う。</p>	<p>一括審議希望</p>

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(仮称)

地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、内閣府本府に地域主権戦略会議を設置するとともに、地方公共団体に対する事務処理の方法の義務付けを規定している関係法律を改正する等、所要の措置を講ずる。

地域主権戦略会議の設置(内閣府設置法の一部改正)

内閣を助ける明確な権限と責任とを備えた体制とするため、閣議決定により設置された地域主権戦略会議(内閣総理大臣を議長とし、関係閣僚及び有識者で構成)を内閣府に置く重要政策会議として法定化する。

義務付け・枠付けの見直しに係る関係法律の一部改正

(1)改正の背景

- 地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)では、義務付け・枠付けの見直し対象条項中、3つの重点事項について具体的に講ずべき措置の方針が示されたところである。これらの重点事項のうち、特に地方要望に係る事項を中心に、同委員会第2次勧告の見直し対象条項等の一部も含め、地方分権改革推進計画(平成21年12月15日閣議決定)に基づき関連法律の改正を行う。

※見直し対象:自治事務のうち、法令による義務付け・枠付けをし、条例で自主的に定める余地を認めていない条項
※3つの重点事項:(a)施設・公物設置管理の基準、(b)協議、同意、許可・認可・承認、(c)計画等の策定及びその手続

(2)見直し対象の法律及び条項数

41法律、97条項(地方分権改革推進計画に記載された見直し対象のうち、本法律案の対象予定分(個別法による改正を予定する条項及び関連改正を除く。))

(3)改正内容の概要(例)

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を、地方公共団体の条例に委任(児童福祉法)
- 公営住宅の整備基準及び収入基準を、地方公共団体の条例に委任(公営住宅法)
- 都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準(ただし、設計車両等の基準を除く。)を、地方公共団体の条例に委任(道路法)

* 国と地方の協議の場に関する法律案(仮称)についても次期通常国会に提出予定。